

令和元年 11 月
浜田市議会臨時会議議案
(議会提出分)

令和元年 11 月 11 日

令和元年 11 月浜田市議会臨時会議付議事件

議 案

発議第 9 号 浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例について

発議第 10 号 議会改革調査検討特別委員会委員の定数について

発議第 11 号 自治区制度等行財政改革推進特別委員会委員の定数について

発議第 12 号 中山間地域振興特別委員会委員の定数について

発議第 9 号

浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例について

浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり、浜田市議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

令和元年 11 月 11 日 提出

提出者	議会運営委員会
	委員長 澁谷 幹雄

浜田市議会委員会条例の一部を改正する条例

浜田市議会委員会条例（平成 17 年浜田市条例第 306 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「10 人」を「11 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

発議第10号

議会改革調査検討特別委員会委員の定数について

浜田市議会委員会条例第5条第2項の規定により、次のとおり議会改革調査検討特別委員会委員の定数を改正することについて、浜田市議会会議規則第13条第2項の規定により議案を提出する。

令和元年11月11日 提出

提出者 議会運営委員会
委員長 澁谷 幹雄

議会改革調査検討特別委員会委員の定数を「12人」から「9人以内」に改める。

発議第11号

自治区制度等行財政改革推進特別委員会委員の定数について

浜田市議会委員会条例第5条第2項の規定により、次のとおり自治区制度等行財政改革推進特別委員会委員の定数を改正することについて、浜田市議会会議規則第13条第2項の規定により議案を提出する。

令和元年11月11日 提出

提出者 議会運営委員会
委員長 澁谷 幹雄

自治区制度等行財政改革推進特別委員会委員の定数を「11人」から「9人以内」に改める。

発議第12号

中山間地域振興特別委員会委員の定数について

浜田市議会委員会条例第5条第2項の規定により、次のとおり中山間地域振興特別委員会委員の定数を改正することについて、浜田市議会会議規則第13条第2項の規定により議案を提出する。

令和元年11月11日 提出

提出者 議会運営委員会
委員長 澁谷 幹雄

中山間地域振興特別委員会委員の定数を「11人」から「9人以内」に改める。